

副本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

令和5年2月2日

上申書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜



同

茅根 熙



同

春原



同

江口 正



同

池田 秀



同

長原



同

八木



同

川島



被告は、頭書事件につき、令和4年10月17日付け上申書提出以降の状況等について、以下のとおり申し述べる。

1 原子力規制委員会における新規制基準適合性審査の状況等

- (1) 本件原子力発電所における現地調査（令和4年10月13日及び14日）

令和4年10月17日付け上申書で述べたとおり、同年10月13日及び14日、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する現地調査が実施された。

現地調査においては、原子力規制委員会の石渡明委員や原子力規制庁の担当者らにより、敷地内断層、福浦断層等について確認が行われた。

石渡委員は、福浦断層の南端の位置について、「確認できたと思っている」とあらためて述べるとともに（別紙1）、敷地内断層の活動性評価について、「10本全てについて納得できた」、「（被告注：結論が出るまでに）そう時間はかかるないだろう」と述べた（別紙2）。また、福浦断層に近接する断層〇（オ一）について活動性評価の方針を示すよう求める発言があった（別紙2）。

- (2) 第1090回審査会合（令和4年11月11日）における審議

前記(1)の現地調査及び第1064回審査会合（令和4年7月29日）までの審議を踏まえ、同年10月31日に被告と原子力規制庁との間で審査会合に向けたヒアリングが実施された。

上記ヒアリングを経て、令和4年11月11日に開催された第1090回審査会合において、被告は、断層〇の活動性評価方針を説明した（議事録は原子力規制委員会ウェブサイト：<https://www2.nra.go.jp/data/000410531.pdf>）。

これに対し、原子力規制委員会からは、「断層〇が後期更新世以降活動性がないという判断をする論理構成は何なんですかというのを明確にしてください。」（議事録14頁）として、活動性評価の方針をより明確に示すよう求めるコメントがなされた。

(3) 第1105回審査会合（令和4年12月23日）における審議

第1090回審査会合（令和4年11月11日）までの審議を踏まえ、同年11月30日に被告と原子力規制庁との間で審査会合に向けたヒアリングが実施された。

上記ヒアリングを経て、令和4年12月23日に開催された第1105回審査会合において、被告は、断層〇の活動性評価方針を説明した（別紙3。議事録は原子力規制委員会ウェブサイト：<https://www2.nra.go.jp/data/000416445.pdf>）。

すなわち、被告は、①地形面の変位の有無による評価（断層〇の周辺に分布する、後期更新世以前に形成された高位段丘Ib面の変位・変形の有無を確認し、断層活動の有無を確認する）、②鉱物脈法による評価（追加ボーリングから作成した薄片を観察する）を行うとともに、③破碎部性状の比較からの評価（断層〇の破碎部と、福浦断層及び敷地内断層の破碎部とを比較する）及び④福浦断層との切り合い関係からの評価（断層〇と福浦断層の活動時期の新旧を判断する）を行うとの方針を説明した（別紙3の21頁）。

これに対し、原子力規制委員会からは、①について、「段丘面の旧汀線高度による評価ということで、高位段丘Ia面に加えて、高位段丘Ib面につきましても旧汀線高度の分布図ですね、こういったものを作成して、例えば、その断層〇の延長部のところで有意な高度差があるのかないのか（略）対応可能な範囲でデータを取得していただいた上で、断面線設定して、有意な高度差があるのかない

のか、御説明いただければと思います。」（議事録 21 頁）として、引き続き調査・検討を実施するよう求めるコメントがなされたほか、②についても、「引き続きこれは続けていただきて、その結果、説明性の高いデータが得られた場合は速やかに説明していただきたい」（同 13 頁）として、引き続き調査・検討を実施するよう求めるコメントがなされた。

また、第 1105 回審査会合の冒頭、被告は、令和 4 年 12 月 21 日に実施された原子力規制庁とのヒアリングを踏まえ、「敷地内断層に関するコメントへの対応状況としましては、必要なデータの取得を終え、資料の取りまとめが完了しております。この中で、N○. 131、S-4 断層のトレーニングにつきましては、本年 10 月の現地調査でのコメントを踏まえまして、ブロックサンプリング、CT 画像観察等を実施いたしました。その結果、断層が岩盤上面まで達しており、上載地層に変位変形のないことが観察できましたので、このトレーニングも用いて、S-4 断層の活動性評価を行うこととしております。これらの内容につきましては、現在、ヒアリングで御確認いただいているので、今後、審査会合での審議をお願いしたいと考えております。」（議事録 4 頁）として、前記(1)の現地調査における指摘に基づき、S-4 の 35 m 盤トレーニングにおいて追加データの取得を行い、上載地層法により、後期更新世以降（約 12 万ないし 13 万年前以降）活動していないことを確認したこと等を説明した。

この点、同会合後、原子力規制庁の担当者は、「敷地内断層に関して 2、3 ヶ月も待たせるつもりはない。次回で結論を出せるかは分からぬが、大きな論点は残っていない」と述べた（別紙 4）。

(4) 地質・地質構造についての調査・検討状況等

令和5年1月11日に開催された、令和4年度第62回原子力規制委員会（議事録は同委員会ウェブサイト：<https://www.nra.go.jp/data/000416589.pdf>）において、各原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況が報告された際、原子力規制庁の担当者は、本件原子力発電所の敷地内断層につき、「S-4断層については、この（被告注：前記(1)の現地調査の）時点では彼らは上載地層として使えないということだったのですけれども（略）ブロックを取り出してCTとかを撮ると、やはり上載地層法で使えそうだということで、今後の会合できちんと説明をするという状況になってきて、かなり大詰めになっているという状況になっております。」（議事録2.1頁）と述べるとともに、断層〇につき、「段丘面の高さ等で比較をして、断層の両側でもって高低差が出ていないとかという形でもって評価をするという方針については確認しましたので、そのデータについては、きちんと提出してくださいということを指示しておりますので、このデータがまとまり次第、会合で議論したいと考えているという状況でございます。」（同頁）と述べた。

2 今後の見通し

前記1のとおり、被告は、敷地（陸域）、敷地（海岸部）及び敷地周辺について調査・検討の結果を取りまとめ、順次、原子力規制委員会に対し説明している。

原子力規制委員会においては、本件原子力発電所敷地及び敷地周辺の地質・地質構造につき、被告が新たに実施した調査の結果を含む様々なデータに基づき審査が行われており、引き続き、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた審査

が継続される見通しである。

被告は、今後も、審査会合及びヒアリングの内容について、その進捗に応じ、適宜、明らかにする予定である。

以 上

別紙1 「北日本新聞」令和4年10月14日（抜粋）

別紙2 「北日本新聞」令和4年10月15日（抜粋）

別紙3 志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について
敷地近傍の断層の評価（コメント回答）断層〇の活動性評価方
針（抜粋。1, 21頁）（令和4年12月23日。原子力規制委員
会ウェブサイト：<https://www2.nra.go.jp/data/000414862.pdf>）

別紙4 「北國新聞」令和4年12月24日（抜粋）

北電志賀原発

10/14
北日本 (6)

福浦断層「南端を確認」

規制委が2度目現地調査

原子力規制委員会は13日、北陸電力志賀原発第2号機(石川県志賀町)の新規制基準適合性審査(安全審査)に伴つて2度目の現地調査を始めた。初日は志賀原発に最も近い活断層「福浦断層」を調査。昨年11月の前回調査で「南端がよく分からぬ」と指摘され、北電が追加掘削した地点を見て歩いた。終了後、断層審査を担当する

石渡明委員は「(南端を)確認できたと思ってる」と述べた。調査は14日まで。

福浦断層は志賀原発の東側1キロに位置し、北電は延長を約0.5メートル主張している。分布延長の確定は、今後の審査項目である基準地盤動(原発の耐震設計の目安となる揺れ)の算定に欠かせない。南端に関する北電の説明に石渡委員が前

向きな発言をしたことで、審査は次のスナップへ近づいた。

規制委は石渡委員のか、原子力規制局の大島俊也課長(原子力規制部長)、内藤浩行安全規制管理官ら13人で調査団を構成。地下を走る福浦断層が見えるように斜面の表土を削り取った場所と試掘溝の計6地点を巡った。北電は表土の削り取りをはじめ、人工的な地震波で地下構造を把握する反射法

面の表土を削り取った場所と試掘溝の計6地点を巡った。

北電は表土の削り取りをはじめ、人工的な地震波で地下構造を把握する反射法

資料の記述は不十分

石渡委員は福浦断層の南端について「だいぶ詰まってきた」と北電の説明に理解を示す一方、「資料の記述は不十分」とした。指摘したのは、福浦断層

探査やボーリング調査を追加実施した結果、福浦断層は従来の想定より数十メートルの「K-1」「K-2」「K-18」断層を中心とした地下鉱物の薄片試料を確認する。

西側にあることが分かった一方、南端の位置は変わらず延長は約2.4メートルである。過去の審査会で「データが不明瞭」とされた海底部の「K-1」「K-2」「K-18」断層を中心に地下鉱物の薄片試料を確認する。

2回目は安全審査で最大の焦点になつてゐる敷地内の断層の活動性の有無を調べる。過去の審査会で「データが不明瞭」とされた海底部の「K-1」「K-2」「K-18」断層を中心に地下鉱物の薄片試料を確認する。



表土を削り取った斜面を見て福浦断層の位置を確認する
原子力規制委員会の調査団=石川県志賀町(代表撮影)

「議論これから」

「福浦断層を調べる意義は、原発から1キロしか離れておらず、地震動を評価する上で重要な断層となる。審査に合格している他の原発でも最も近い活断層は詳しく述べている」(石渡委員)

規制委石渡委員一問一答



調査初日の感想
「敷地内の評価対象断層
10本のうち、昨年の調査で
注目するか。」



がこれ以上延びていないことを示すために北電が南端の表土を削り取った箇所につけた。北電の小田嶋広原子力本部副本部長は「記述を追加し、次回の会合でしっかりと評価していただける学術的に記載されていない」として、次回の審査会までに整理するよう注文をつけた。

北電の小田嶋広原子力本部副本部長は「記述を追加し、次回の会合でしっかりと評価していただける学術的に記載されていない」として、次回の審査会までに整理するよう注文をつけた。

「福浦断層を調べる意義は、原発から1キロしか離れておらず、地震動を評価する上で重要な断層となる。審査に合格している他の原発でも最も近い活断層は詳しく述べている」(石渡委員)

規制委石渡委員一問一答

がこれまでがついていなかった。今回はデータが不十分な箇所を中心に見直す。過去に「活動性を否定した」とある。これはデータが不足している。北電の小田嶋広原子力本部副本部長は「記述を追加し、次回の会合でしっかりと評価していただける学術的に記載されていない」として、次回の審査会までに整理するよう注文をつけた。

北電の小田嶋広原子力本部副本部長は「記述を追加し、次回の会合でしっかりと評価していただける学術的に記載されていない」として、次回の審査会までに整理するよう注文をつけた。

志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について

敷地近傍の断層の評価(コメント回答) 断層○の活動性評価方針

2022年12月23日
北陸電力株式会社

Copyright 2022 Hokuriku Electric Power Co., Inc. All Rights Reserved.

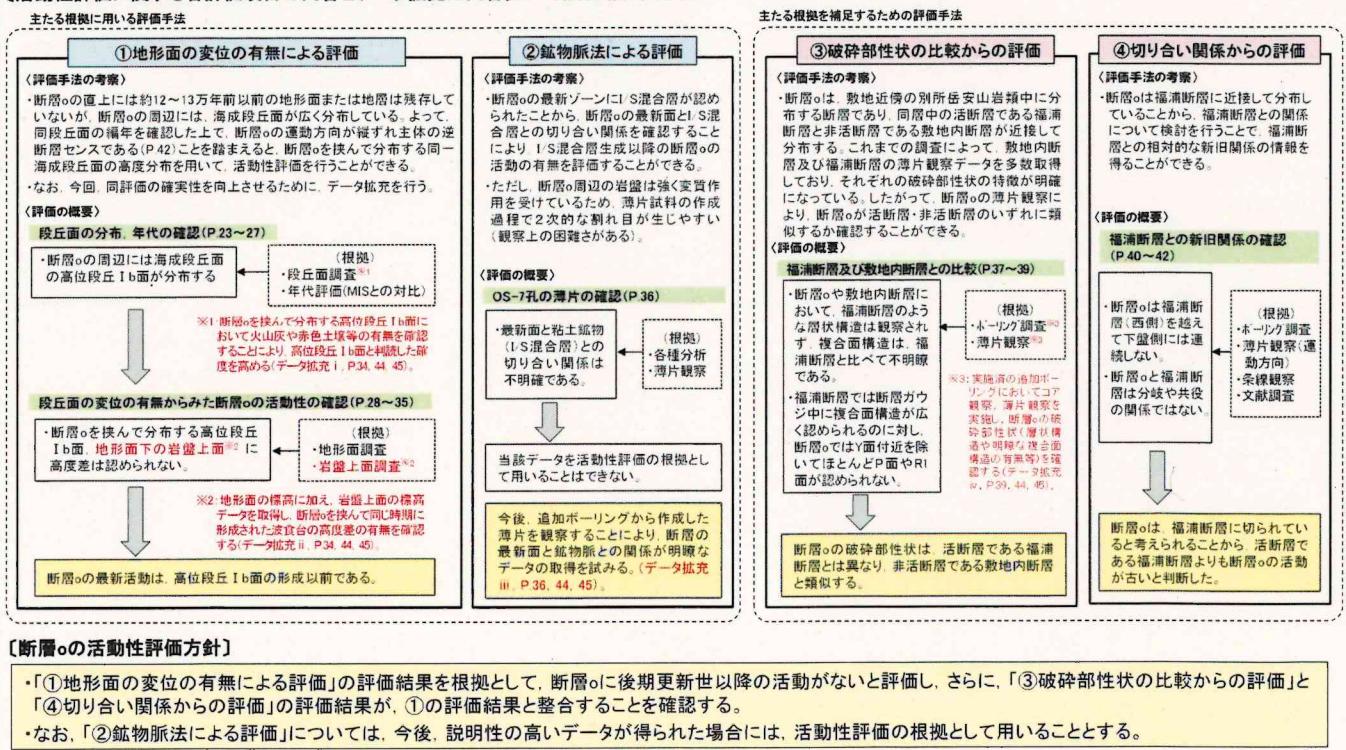
 北陸電力株式会社

断層○の活動性評価方針

- これまでには、「①地形面の変位の有無による評価」と「②鉱物脈法による評価」の2つを主たる根拠として評価していたが、第2回現地調査で説明した②の鉱物脈データについては、断層の最新面と鉱物脈との関係が明瞭でないことから、断層○の活動性評価の方針について再検討を行った。
- 活動性評価方針の再検討にあたり、これまでの地形調査、地質調査、薄片観察等により取得したデータについて、活動性評価をする上で十分な内容か考察するとともに、拡充すべきデータについて検討し、断層○の活動性評価方針を以下のとおりとりまとめた。

断層○の活動性評価方針

【活動性評価に関する各評価項目の内容とデータ拡充の内容】(データ拡充は赤文字で示す)



活動性否定ヘデータ補強

北電 志賀2号機直下の断層

12/24
北國
(5)



志賀原発敷地周辺の断層について議論した審査会合 二都内

適合性審查会合

原子力規制委員会は23日、北陸電力志賀原発2号機再稼働の前提となる新規基準への適合性審査会を開いた。焦点となっている敷地内断層について、北電側は2号機直下を通る断層の活動性を否定するためのより明確なデータを取得するなど、データの拡充、整理が完了したと説明した。敷地内断層の審査は大詰めを迎えており、年明け以降に開く会合で決着が付く可能性がある。

原子力規制管理官は会合終了後、次回会合の日程は未定とした上で「敷地内断層」に関して2、3ヶ月も待たせることもない。次回で結論を出せるとは分からぬが、大きな論争は残っていない」と述べた。

会合は原発の約1キロ東にある沿岸断層「福浦断層」に近い断層。(延長約360km)の活動性の有無が議題だったが、北電原子力本部副本部長の小田満広常務執行役員は冒頭、10月の現地調査で規制委から求められた敷地内断層のデータ拡充状況を説明した。

から断層の活動年代を推定する「上載地層法」を用いることがざるをした。S-4断層に關し、北電は「鉱脈法」と呼ばれる手法を用いたデータで活断層ではないと判断している。一方、規制委員会も10月に行われた現地調査で追加掘削したS-4断層のトレーンチから、より明確に活動性が評価できる上載地層法のデータが取得できるのではないかと電気に追加調査を求めていた。

リンクを行つており、近く会合が開かれる見通しだ。地質学者が専門の石度明委員会（元金大教授）は、「（結論に）そつ時間はかからぬい」と述べており、最大のハーデルとされる敷地内断層の審査は大詰めを迎えてゐる。

規制委「大きな論点ない」

る「S-4断層」のトレーニングから採取したデータについて、断層は運転が認められない。規制委と北電は拡充、整理したデータを基に、審査